



【高山ダム】

(4) 水利用

流域全体の発電用を除く水利権は、現在約360m³/秒である。内訳は、水道用水が約3割、工業用水が約1割、農業用水が約6割で、水道用水・工業用水の水利権のうち淀川下流部が約7割と大半を占めている。

【表1 - 6 琵琶湖・淀川流域の水利権】

(単位:m³/秒)

河川名	都市用水		農業用水	その他	計
	水道用水	工業用水			
琵琶湖	7.1	4.1	152.2	-	163.5
琵琶湖疏水	23.7	-	-	-	23.7
瀬田川	0.01	-	0.1	0.3	0.4
宇治川	0.5	-	3.6	0.1	4.1
木津川	5.9	3.5	18.0	0.1	27.5
桂川	0.9	-	20.7	0.04	21.6
淀川	76.2	22.3	15.3	0.1	114.0
猪名川	3.4	-	1.8	-	5.2
流域合計	117.6	30.0	211.8	0.6	359.9

(平成19年3月末現在)

合計値は四捨五入の関係で合致しない場合がある。

国土交通省近畿地方整備局河川部ホームページより作成

(5) 水管理

河川の水管理は、河川法により管理者・管理区間等が定められている。国民経済上重要な水系は一級水系として国土交通大臣が管理し、それ以外は二級水系として都道府県知事が管理をしている。

琵琶湖・淀川水系は一級水系であり、これを構成する一級河川のうち、都道府県が管理する指定区間が設定されており、それ以外は国土交通省が管理している。また、その他の準用河川については市町村が管理している。

琵琶湖の水位や下流の淀川の水量を適切に維持するためには、ダム・堰等を相互に連携させた統合管理が重要となる。このため当流域では、各観測施設から送られてくる気象・水象等のデータに基づいて高水・低水などの予測を行って作成した操作計画に基づいて、各ダム・堰の操作が行われている。

このようなダム群の統合操作は、近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所の管理のもとで、水資源機構木津川ダム総合管理所等、各ダム管理所において実施されている。